

「協同労働の協同組合」を求めて

——「労働者協同組合法」第一次案の内容と趣旨

菅野正純（協同総合研究所主任研究員）

はじめに

——労協法案の提案にあたつて

協同総研では、一九九五年九月に「労働者協同組合法制化研究会」を設置して労協法の検討を開始し、三次までの「法案要綱案」を作成しました。九六年八月には、これを受けて、早稲田大学法学部の宮坂富之助先生を座長とする研究会を発足し、法案の形に移す作業に入りました。研究会は、宮坂先生の指導によつて「協同労働の協同組合」を基本原理に据えて法案をまとめ、九七年六月、研究所の研究集会において、第一次案として発表することができました。日本労働者協同組合連合会は、

これを受けて一年間討議し、九八年五月の総会において協同総研案を基本的に連合会案として承認して、労協法制定のための合意・賛同運動を本格的に開始する予定です。

日本の労働者協同組合運動は、失業者の仕事を確保する必死の取り組みとして、法律も何もないところから始まり、次第に新しい働き方と事業のあり方を問う実践へと発展してきました。日本労協連には、従来の企業に雇用される「労働者」概念では括れないような、農業生産者やコンピュータ技術者、建築設計家などの加盟が始まり、高齢者協同組合と結んで各地で立ち上がったケアワーカー集団が自らにふさわしい労働形態として労協を選択しています。「協同を問う」集会を通じた、地域・生命・生活に役立つ仕事を自らおこす人びとの出会いと交流もますます広がり深まっています。

この法案は、そうした草の根からの実践と、そのなかで培われてきた自己規範を集大成するものであると同時に、労協を社会の普遍的な存在に高め、「協同労働」とその仕事おこしの機会をすべての人に聞く、新たな社会制度への呼びかけでもあります。

折りから、日本の政治・経済・社会・文化の状況は、「協同」「協同労働」の根本的な対案の登場を求めているように思われます。

「協同労働の協同組合」を求めて

——人間の孤立がもたらす病いが、「高齢者問題」にとどまらず、子どもたちの間にいつそう容易ならざる形で現われる中で、「人と人との結びつき」とその中の「一人ひとりのかけがえのない生」という、人間の根源的な「協同」を再生すること。

——西暦二〇〇〇年四月の公的介護保険制度の施行を前に、非営利・協同の陣営が公共サービスに参画し、それを担いながら、公共と協同の連携関係を形成して、福祉社会・協同・共生の社会の創造に歩み出すこと。

——「グローバル・バブル」にひきずられた「経済のグローバル化」が、日本の金融危機とアジアの経済危機を呼び起こし、大量失業・雇用不安の波が広範な働く人びとを襲い始める中で、基本的な生命圈・生活圏である「地域」を基礎に、いのちと暮らし・仕事の再生の嘗みが大きく合流を開始することです。

本稿は、第一に労協法案の核心を述べ、第二にその主要な提案理由を説明し、第三に世界の動向も踏まえて「非営利・協同」のための法制整備を訴えるものです。

非営利・協同の実践家と研究者のみなさん、政策と行政に関わる方々が、この法案をご検討いただき、ご意見をお寄せ下さることを、心からお願い申し上げます。

一 労協法第一次案の核心にこめたもの

私たちが労協法案を通じて訴えたかった最も核心的な内容は、次の通りです。

協同の仕事おこしの社会的促進

第一に、人びとが自発的に協同して仕事をおこし、労働と生活の見通しを切り開いていくことを、社会的な課題として承認し、これを公共的に促進することを法の目的としていることです。

第一条（法の目的）は、「この法律は、労働者その他の市民が協同労働による事業を行うための組織に対し法律上の能力を与えること等により、労働者その他の市民が自発的に就労の機会を創出する活動を促進し、もって国民経済の発展と国民生活の安定に寄与することを目的とする」とこれを表現しました。

「協同労働の協同組合」の定義と原則

第二に、一九九五年のICA（国際協同組合同盟）「協同組合のアイデンティティ

イに関する声明」に準拠して、労協の基本性格を「協同労働の協同組合」として定義し、その要件となる原則を明示したことです。

第二条（定義）で、労協を「自発的に結合した労働者その他の市民による協同労働によって事業が行われ、これらの者が、共同で所有し、民主的に管理する、協同組合である」と定義するとともに、第三条（組合基準）で、①加入・脱退の任意性、②出資の公正、③出資口数にかかわらない、平等の議決権及び選挙権を有する組合員による民主的運営、④剰余金の分配方法（組合の発展その他の就労機会創出事業への出資、労働に対する割り戻し、その他組合員が承認する活動に配分し、出資配当を行う場合も、これを制限すること）、⑤自治的自助組織、⑥地域社会の発展への寄与、を労協の要件として規定しました。

「就労—学習—福祉」の公益的「事業」を約束

第三に、労協が、社会的に有用かつ就労創出につながる経済事業をはじめ、組合員および地域住民のための教育・学習、共済・福祉を含む、社会連帯の立場に立つた高い公共性を有する「事業」を総合的に担うことを社会に向かって約束したことです。

第四条（事業）は、①「社会的に有用な物もしくは役務を提供し、自主的な労働

の機会を拡大する事業」、②「組合員および就労希望者の、職業能力と労働者協同組合に関する知識の向上を図る事業」、③「組合員の生活の共済、および地域社会の福祉の向上を推進する事業」、④「協同組合相互の協同を促進する事業」、⑤「前各号に付帯する事業」を掲げ、労協がこれらをすべて行うものとしました。

所有の社会的性格を宣言

第四に、それらの事業のために、組合員が協同労働と協同事業の成果の中から積立金を拠出し、かつそれらの積立金が組合員に分配しない「不分割積立金」であることを明記して、労協の所有の社会的性格を定式化したことです。

すなわち、第五十四条（剰余金の積立て等）では、「損失の填補に充てるため」「組合は、定款に定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一以上を準備金として積立てなければならない」と規定するとともに、「就労機会の創出のための連帶事業の費用に当てる」「就労創出積立金」（毎事業年度の剰余金の十分の一）、「教育繰越金」（同、二十分の一以上）、「福祉目的積立金」（同、二十分の一限度）を積み立てること。および、以上の単協内部の積立金とは別に、「全国的な労働者協同組合の振興の基金として、毎事業年度の剰余金の百分の三を、全国労働者協同組合協会が管理する非営利協同基金に拠出しなければならない」としました。

「協同労働の協同組合」を求めて

また、第六十五条（残余財産の処分）では、組合解散時の「残余財産のうち、就労創出積立金、教育繰越金、福祉目的積立金に相当する金額は、非営利協同基金に帰属するものとする」と、不分割性を明記しました。なお、「全国労働者協同組合協会」については強い批判が出され、検討課題となっています。しかし、全国的な連帶基金や不分割積立金そのものは、私たちが今日求める労働者協同組合法の根幹部分であると考えています。

供給者・享受者・支援者の「複合協同組合」に道

第五に、組合員の資格という点から、協同労働の担い手とともに、利用、出資の面から労協の事業に協力する個人と団体が参加する「複合協同組合」に道をひらくことを提案していることです。

第十八条は、「労働者協同組合の組合員たる資格を有する者は、左に掲げるもので定款で定めるものとする」として、①「労働者協同組合における協同労働に参加する意思と能力を有する者」のほか、②「利用者として労働者協同組合の協同事業に協力する者」、③「出资者として労働者協同組合の協同事業に協力する者」を掲げて、協同組合が個人および団体の利用組合員、出资組合員制度を選択できるものとしました。

二 「協同の仕事おこし」の機会をすべての人々に

*失業問題の新たな局面と働く権利の空洞化

私たちが労働者協同組合法を求める第一の理由は、失業問題が新たな局面を迎えるなかで、すべての人の「働く権利」（労働の権利、勤労権）憲法第二十八条）を保障する法制度を、「働きがいある仕事を協同でおこす」新たな権利の発展（幸福追求権、自己決定権）憲法第十六条を労働に適用）と結んで現代的に再生するためです。

総務庁が九八年三月二七日に発表した「労働力調査」では、二月の完全失業率が三・六%、完全失業者数は二四六万人と、それぞれ現行調査を始めた一九五三年以降の最悪を記録するとともに、失業問題の新たな局面を示しています。すなわち、①「リストラ失業」が加速的に増加して、「銀行リストラ」なる言葉さえ現れ、その構造的性格を示し、②一五～二四歳の若年男性の失業率を七・九%と最高に押し

上げ、③この一年間に増加した雇用者のうち正社員・職員は一割にすぎないことに示されるように、不安定雇用の増大と失業の増加が軌を一にして進んでいること。

④雇用総体が縮小過程にあること（この一年に不安定雇用二五万人増、常用雇用三四四万人減、差し引き約二〇万人の雇用削減）です。

だが、これも、「グローバル経済」がこれからもたらす大量失業の、ほんの前触れにすぎないかも知れません。たとえば、「金融ピックパン」以降、日本の金融・証券会社は、人員を三分の一にまで削減しなければ欧米の企業と対等に競争できなし、「土建国家」で異常に肥大化した建設産業の労働力が一五%カットされただけでただちに一〇〇万人の失業者が発生すると言われているからです。

にもかかわらず、市場原理では働く機会を得ることのできない人びとに對して、憲法の働く権利を具体化する法制度が現在の日本には存在せず、九六年四月一日をもって「緊急失業対策法」が最終的に廃止されることによって、その再生の糸口さえ失われたままであります。それが異常な事態であるという自覚さえ労働省を含めて薄いようと思われます。もちろん、かつての失業対策のよくな、行政主導の・土木事業を中心とした・失業者を受動的な存在にとどめた形での・失業者吸収方式が単純に再現する状況でもありません。経済成長の終焉と公共財政の危機、政府の事業・雇用創出能力への疑問、何よりも人びとの就労要求の質的変化から、それは明らかで

す。私たちは、失対事業の再確立と結んで「事業團」運動に取り組むなかで、働く人びとが自ら地域に必要な仕事を見出し、おこすことが積極的な価値をもつことを認識するに至りました。

労協法案は、その総括に立って、①従属労働者＝被雇用者と同一視されてきた「労働者」の概念を、「労働する個人」一般に拡張して、「協同労働者＝協同して労働する個人」というカテゴリーを新設し、②そうした人びとが、自ら仕事をおこすことが最も効果的な就労創出の道であることを認識するとともに、③営利企業や公共部門に雇われるのではなく、自ら営利企業をおこすのでもなく、「営利を第一の目的としない・働きがいある仕事を協同でおこしたい」という、人びとの要求を正当に権利として位置づけて、④「協同の自主的な仕事おこしを認め、公共が必要な支援をする」、新しい労働権保障制度を提案するものです。

*すでに始まり広がっている新しい

「仕事おこし・地域づくり」

重要なことは、そうした協同の新しい働き方が、労働者協同組合だけでなく、全国各地の多くの人びとの中すでに始まり、大きな広がりを見せていることです。

たとえば、九六年に仙台で行われた「いま『協同』を問う」全国集会では次のように新たな仕事おこしの質が示されました（拙稿「ここに開く 21世紀の協同——東北集会が示したもの」、同集会報告集『協同の発見』九七年二月号参照）。

第一に、宮城・桃生産直センターや「自然共生家造りの会」の発言に示された「生命・いのち」の根源からの労働の問い直しとその再生」です。

第二に、「地域の人と文化、自然を活かした・生きる場」としての地域の再生」で、山形県朝日町「生活地理研究所」、宮城県唐桑町「まちづくりカンパニー」、岩手県江戸川地区「森のそば屋さん」、福島県喜多方の「プラザ文化センター」「劇団風の子」、映画「山形フォーラム」などの「文化がひらく地域おこし」です。

第三に、仙台の共同作業所「わらしべ舎」に代表される「自分らしく生きることと「みんなの命が輝くこと」が一つになる「共生社会」をつくりだす仕事」です。

第四に、「協同労働」を根底に据えた協同組合運動の新しい展開」を示す、高齢者協同組合、生活クラブ千葉や仙台共同購入会等の生協、山形の農事組合法人「米沢郷牧場」や大分・下郷農協、旭川の道北勤医協の取り組み。そして、これらの協同の仕事おこしが、NPOと新たなネットワーキングを開始したことでした。

* 「協同労働」——いのち・くらし・地域を

再生する新しい働き方

「協同労働」は、まさにこうした労協における実践と新しい働き方の広がりを総括する言葉として現れてきました。法案自体は「協同労働」の本質的な規定を与えておらず、各所の規定から間接的に浮かび上がる形をとっています。ここでは、大きく「三つの協同」の観点から協同労働を筆者なりに定義してみたいと思います。

第一に、自分たちの労働——サービスや物——を享受し利用する人との「協同」です。人の生命や生活への共感から出発して仕事がおこされ、「よい仕事」に高められ、相手からの共感によって成り立ち、継続することができる仕事であると言えます。

第二に、ともに働く人びと相互の「協同」です。ここでは、①働く人びとが、バラバラにされて生き残り競争に組み込まれることを拒否して、協同して働き、そのことを通じて本当の意味で自立と発達を実現しながら、ともに仕事と人生の見通しを開いていくこと。②「所有・経営と労働」「構想と実行」を分離する「経営官僚制」に別れを告げて、必要な資金の調達と事業経営を働く人びと自身が協同して担

い、労働の内容をみずから構想し創造する営みに転換すること。③「単純化・断片化」された労働に押し込められずに、人の生命・生活と地域への共感能力を高め、

新しい仕事とそのための技能・技術の獲得に挑戦して、仕事を「高度化・複合化・総合化」し、働きがいあるものに高めていくこと、が含まれます。

*秋山憲治氏は、「ワーカーズ・コオペラティブの職業社会学的接近」（『静岡理工大学紀要』一九九三年第二巻）の中で、①「労働」を「人間の肉体的・精神的な活力の支出による目的合理的な経済生産活動」としてとらえなおすとともに、②労協においては、「経営」が「特定の機能を果たす労働」「労働の不可欠の一部分」と位置づけなおされ、組合員は「経済的生産活動に携わる当事者である」がゆえに「経営に携わる権能をもつ」こと、③出資は「経営に対する全組合員の責任を共有するための保障」であって、「経営に携わる「権利」の根拠」ではなく、「全組合員の経営参加の根拠は、あくまでも全組合員の労働にある」こと、④それゆえ「所有に由来する経営権は排除されるとともに、労働から分断された形での経営者という地位は否定される」ことを明らかにしています。

第三に、地域社会および働く人びと全体との「協同」です。すなわち、①人間社会が、生計労働・家事労働、コミュニティ労働、自己実現労働などの多様な労働のつながり合い（協働連関）を基礎に成り立っていることを自覚して、②この連関を

コミュニティをゆたかに、人間らしく生きられるものにつくりかえるために組織し
あい、③剩余を抛出して就労機会の連帶的な創出と学習、福祉事業を発展させなが
ら、④「人間的に制御された市場経済」と「新しい公事業」の担い手に成長して
いくことです。

*大量失業時代を超える働き方として

こうした協同労働は、今日の「グローバル経済化」による地域の不安定化と大量
失業に対して、これを超えていく働き方からの対案という意義を帯びてきています。

池上惇氏は、「エサを食べるよう」に食事をして、金をもらうためのみ働く」生活
を転換したいという人びとの願いの高まりと、「規格化や標準化できる労働が機械
に置き換えられ」「名人芸のような職人労働と人間ネットワークを支える対人サー
ビス労働が社会的中心的な労働に」なることに、生産者と消費者の「相互の信頼や
希望による」「制御された市場経済」への展望を見出し、その展望を実現する道筋
を、①生命や自然の破壊につながる「短期的な損得勘定」の限界への自覚が広がり、
②消費者が「情報の共有」の中で「ほんものを見る目」を育て、③この欲求を受け
止めたコーディネーターが、「ほんもの」を生産しうる人びとを見つけ出し、④生

産者が科学的な探求心や芸術的な創造性を備えた「人間らしい労働」に移行し、(5)「ほんもの」をつくりだす「設計能力」や社会的条件、自然環境への影響や「まちづくり」にまで及ぶ「社会的評価システム」を公共的に確立することに求めています。協同のネットワークや公共政策と結んだ協同労働論として受け止められます（池上博「現代経済学と公共政策」青木書店、一九九六年。なお、「民衆中心の開発」による「経済の地域化」を提起するデビッド・コーテン「グローバル経済という怪物」日本語版、シュプリンガー東京、九七年も参照）。

三 コミュニティの総合的な再生のために

労協法を提案する第二の理由は、コミュニティの総合的な再生のために労働者協同組合が不可欠の存在になっているためです。私たちは、高齢者協同組合づくりを進める中で、①いま切実に求められているのは、コミュニティの総合的再生のための協同であり、②労協はその「協同労働」部門となることによって、はじめて本格的に飛躍しうること、③当面の協同労働の焦点は「コミュニティ・ケア」と生命・生活・地域を支える「生活総合産業」であるという認識に到達しました。

*高齢者協同組合づくりに取り組んで

私たちが高齢協づくりに取り組む中で、最も学んだことは、「寝たきり・痴呆」をはじめとする今日の「高齢者問題」の背景は、「都市社会における個人の孤立、家族の孤立、コミュニティの崩壊」にあり、それゆえ人と人との結びつき＝コミュニティの再生なしには、その根本的な解決もありえない、という思想でした（竹内孝仁氏の次の著書を参照：「医療は「生活」に出会えるか」一九九五年、「ケアマネジメント」「通所ケア学」九六年——ともに医歯薬出版。監修「寝たきり・痴呆よさようなら——患者が主役のリハビリ成功記録」法研、九四年）。

ここから私たちは、高齢協の基本性格を次の点に求めました（拙稿「高齢者協同組合がひらく『協同』の新しい地平」、協同総研年報II「NPOと新しい協同組合」）。

①高齢者が自らの生活と社会の主体として登場する協同組合、②「人と人との結びつきの再生」の中で「かけがえのない『仕事』と『役割』」を取り戻し「自分らしく生きる」という、人間の根源的な協同に触れる協同組合、③タテ割りではない「仕事・福祉・生きがい」の「総合協同組合」、④支える人・支えられる人がともに

組合員となつて構成する「複合協同組合」、⑤すべての人がいきいきと生きる新しい「福祉」像をめざして公共と協同の新しい連携をつくりだす協同組合、の五点です。

現実に高齢協運動は、①高齢者の主人公としての欲求とエネルギーを解放し、②労協との協同でヘルパー講座と福祉事業を大きく展開し、③公的介護保険制度の施行を控えて、労協とともに公共のパートナーとして位置づけられ、④長野の「リサイクル養鶏」や福岡の「食と農」の取り組み、東京の「南部ハンド工房」、千葉県袖ヶ浦団地のコミュニティ事業計画など、仕事おこしの貴重な芽ばえを生み出しました。

* 地域福祉、コミュニティ・ケアの担い手に

そうした中で、地域福祉、コミュニティ・ケアを担うという、労協の一大発展方向が明確になつてきました。

何よりも、公的介護保険の施行にあたつて予想される、差し迫つた問題を解決しこれを福祉の発展の契機に転換することです。すなわち、①制度適用に至れない人を一人も出さず、②血の通つた要介護認定で手遅れをなくし、③給付サービスの質

と量をまともなものにし、④給付対象外サービスを含めて自立支援のサービスを主体的に組み立てながら、⑤必要なサービスの制度化を求めていくことです（沢田清方「住民と地域福祉活動」ミネルヴァ書房、九八年）。

そしてより積極的に、「コミュニティ・ケア」の創造に挑戦していくことです。すなわち、①「在宅」だけでも「施設」だけでもなく、コミュニティという生活の場において、②「仲間」と「生活」という「コミュニティの根源的な治癒力」に依拠して、③寝たきり・痴呆の予防を最重点に、④高齢者を見守るネットワークによってニーズが即座に発信される体勢をつくり、⑤生活全体をコーディネートするケアワーカーと「社会参加型通所施設」を媒介として、⑥さらに「福祉のまちづくり」の広がりの中で営まれる、⑦すべての人が地域生活の主体として生きることを支えるケアです。

* 「生活総合産業」と協同組合の新しい可能性

他方、高齢協の仕事おこしと労協の高齢者サポート事業の経験もまた、協同労働の新しい発展方向を示唆しています。①一人ひとりの高齢者の生命と生活への深い共感から出発し、②ケアワーカーとコミュニティワーカー（人と人を結びつける仕事）

「協同労働の協同組合」を求めて

を統合しながら、③都市と農村の双方でコミュニティの再生を展望するものとなつて、④「生きがい」と「社会的役割」という新しい労働観への転換を促していることです。これが⑤「福祉のまちづくり」と結ぶとき、安全で快適な住宅、商店街や身近な医療・福祉拠点がある小地域、気持ちよく歩ける街路、新しい公共交通システムなど、さらに大規模な仕事おこしが呼び起こされるに違いありません。

それは、これからまちづくりが、山口義行氏や山極完治氏が言われる「生活総合産業」の展開を必要としているからです。すなわち、①経済成長主義、金もうけ第一主義では不可能な、生命と生活を第一に考え、②単品の物やサービスにとどまらず、暮らしの場である地域総体をゆたかにし、③人と人との共感によつて結ばれ、生計労働とボランティア、利用者自身の参加などによつて複合的に支えられた、それがゆえ④「非常利・協同」がそれをコーディネートすることがふさわしい産業です（山口義行・小西一雄『ポスト不況の日本経済』講談社現代新書、九四年。企業環境研究会編『企業と環境の新ビジョン』中央経済社、九五年）。巨大土木事業中心から、地域生活と人を中心の「新しい公共事業」への転換がここに加わつてくるとき、「生活総合産業」の領域はさらに広がり、協同組合の新たな役割を増大させていくことは間違ひありません。

四 「非営利・協同」の新たな

法制の展開へ

南欧を中心に一世紀以上にわたって根を残してきた労働者協同組合は、戦後資本主義の矛盾が表面化した一九七〇年代以降、世界的に再び注目を集めて、その力強い再生を開始し、新たな視点からの協同組合法制の再編整備をもたらしました。イギリスとイタリアを中心概観し、日本の法制への示唆を汲み取ることとします（富沢・中川・柳沢編著『労働者協同組合の新地平』日本経済評論社、一九九六年参照、協同総合研究所編『英國協同組合法の提案&英國協同組合法案』一九八九年）。

労働者協同組合への注目と法の整備

第一に、失業問題と地域の再生の観点から、労協が注目され、労協法と関連法の整備が進んでいることです。

イギリスでは、地域における仕事確保や企業の存続・再建、民営化への対応等において、労働組合と労働者協同組合の新たな連携が広がるとともに、協同組合センター全体が協同して労協を包含する統一協同組合法案を作成し、制定運動に取り組

んでいます。ここでは、労働者が企業と経済の主人公となる場（「参加型経済」として、また、「地域において所有され、自らのコミュニティの内部に利潤と仕事を創造し、保有する」地域経済再生の主体として労協が強調されている点が注目されます。

アメリカにおいても、一一の州で労協法がすでに整備され、労働者協同組合振興組織であるICOA (Industrial Cooperative Association) が、「従業員が所有しコミュニティに基づく事業モデルによつて、職場を守り創出し、これを通じて人間と経済の発達を促進する」「コミュニティ就労計画」を推進しています。

イタリアでは、周知のように、経営危機に陥った企業を当該労働者が中心となつて労協で再建する場合に、協同組合のナショナルセンターが労組のナショナルセンターとともにつくる「産業融資会社」を経由して、公的出資が行われる「マルコーラ法」が施行され、労働者を経営主体として良好な成績をあげています。

コミュニティの協同組合への展開

第二に、労協をベースに、「社会的協同組合」や「コミュニティ協同組合」という新しい類型が生み出され、協同組合運動の最も活発な成長分野になつてていることです。

イタリアでは各州で約二〇〇〇の社会的協同組合が誕生、ないしは伝統的非営利組織から転換して「社会福祉の改革において根本的な役割を果たし」、九一年には社会・保健および教育サービスを供給するA型と、ハンディキャップ者の就労援助を目的とするB型を含む社会的協同組合法が制定されました。ワーカーとハンディキャップ者やボランティア、自治体等の法人がともに組合員となつて、「人間発達と市民の社会的統合」というコミュニティの全般的利益を追求する協同組合（同法第一条）です。

他方、イギリスのコミュニティ協同組合は、①組合員資格をコミュニティの住民全体に開放し、②産業の衰退や過疎化などの「逆境を乗り越えて共通の課題に立ち向かう」地域住民の結合体として、③生産、流通、サービス、文化などあらゆる事業に取り組み、④地域住民の力量を高めながら、⑤剰余をコミュニティに再投資して、必要な事業と組織を立ち上げていく、文字通りの「地域総合協同組合」となっています。

開かれた社会連帯の協同組合に

第三に、「不分割資本」の伝統を継承しながら、協同組合の財産・所有の社会的性格を明確にし、法制化を進めていることです。

「協同労働の協同組合」を求めて

イタリアでは、「世代を超えた共通の連帯資産」としての不分割積立金と優遇税制を堅持するとともに、九二年協同組合法改正で、すべての協同組合が毎年の剰余の三%を協同組合のナショナルセンターが管理する「協同組合相互扶助基金」に提出して、新たな協同組合づくりや協同組合運動の発展を保障することを制度化しました。

イギリスの統一協同組合法案の中では、「協同組合の資産の組合員への分配を禁止し、解散時には他の共同所有協同組合ないしはその振興団体、ないしはチャリティ団体にのみ残余財産を譲渡する協同組合」を「共同所有協同組合」として区別し、主として住宅協同組合、労働者協同組合、コミュニティ協同組合を念頭において、税制その他の優遇措置を受ける主体となるべきものであることを主張しています。

「社会的経済」の広がりの中で

第四に、労協が「社会的経済」という枠組みの中に自らを位置づけ、ヨーロッパ規模で連携を強めていることです。

社会的経済は協同組合、共済組合、非営利組織を三大支柱とし、労働者所有企業も加わった、①地域コミュニティの形成、②企業の民主的改革、③生活主導型産業構造への転換によって「経済を社会に埋め直す」挑戦です。八九年にはECCの第二

三総局の第四部局として「社会的経済局」が設置され、社会的経済の発展がヨーロッパレベルで図られることとなりました。この中で前記マルコーラ法を欧洲全体に広げることが議論され、イギリスの労協運動は政策にそれを明記しています（富沢・川口編『非営利・協同セクターの理論と現実』日本経済評論社、九七年）。

「共生社会」を支える法制へ

このように、協同労働やコミュニティの協同の促進を一つの焦点として、協同組合の法制改革が世界的に進行しています。

日本においても、NPO法の制定を通じて、「市民公益活動」が認知され、非営利目的法人制度の検討に道がひらかれたことは重要です。ここからさらに、労働者・市民の本格的な事業活動を対象とする法制度に進むことが求められており、労協法による「協同労働の協同組合」をそうした法主体として確立することが重要です。

他方、「私的経済活動の助成」に限定された日本の協同組合法制が時代の要請に適合しなくなる中で、「消費者主権から生活者主権へ」「生産農協論」など、自律と連帯に基づく協同組合論が打ち出されるとともに、商店街をコミュニティの共有財産として位置づけてその再生を図るという、注目すべき動向が現れています（宮坂富之助「消費者の権利とは」「生活協同組合研究」一九九四年四月号、高橋五郎

「協同労働の協同組合」を求めて

「生産農協への論理構造」日本経済評論社、九二三年、矢作弘「都市はよみがえるか」岩波書店、九七年、なお、三輪昌男「農協改革の新視点」農山漁村文化協会、九七年は、コミュニティ・コーパスとワーカーズ・コーパスの複合体による農協の再生という注目すべき提唱を行っている)。

労協法の制定は、日本の協同組合法制の中にはじめて「労働の協同組合」を本格的に導入して、コミュニティに根ざした市民の経済・社会事業を包括的に裏付ける法制をもたらすとともに、「一般協同組合法」をはじめとする「非営利・協同」の法体系の整備を提起し、「共生社会」づくりとともに考える呼びかけとなっていくものです。